

平成27年度 各学部等のハラスメント防止策取組計画

学部名	平成27年度防止策取組計画
文化教育学部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 広義の人権教育講演会等を年4回開催する。ハラスメント防止にも有効である。形態は講演・研修・見学。 <ol style="list-style-type: none"> ①平成27年4月 主対象：1年生・文教新任教職員、入学時オリエンテーション（主な内容＝佐賀大学作成のパンフレットの紹介・ハラスメント防止体制（法令や相談窓口や相談員等）の周知等） ②平成27年6月頃 研修（学内講師） 主対象：文教教職員・学生 ③平成27年10月頃 講演（学外講師） 主対象：全学教職員・学生及び一般 ④平成28年3月頃 研修（見学も予定） 主対象：文教教職員・学生 2. 女子学生意見交換会、女性教職員懇談会を開催する。 <ol style="list-style-type: none"> ①意見等を把握し、学部内の特に女性を対象とする各種ハラスメントの予防に努める。 ②全学男女共同参画推進委員会及び参画室と学部委員会を往復するチャトル文書を作成して課題の共有に努める。 3. ハラスメントに関する学外講演会に学部委員会委員が参加し、その概要等をメール及び文書にて報告する。 4. 本庄地区安全衛生委員会や男女共同参画推進室が企画する講演会開催や情報収集等に積極的に協力する。 5. 下記の内容について、状況を把握し教授会あるいは文書やメールで報告し注意喚起を促す。 <ol style="list-style-type: none"> ①ハラスメント相談件数・発生件数の推移とその内容 ②相談窓口を知っている学生と教職員の割合 ③ハラスメント関連講演会の実施および参加状況（内容、参加者数等） 6. 学外のハラスメント関係の講演会や研修会等を紹介し、参加を促す。
経済学部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「FDの実施」 ハラスメントを防止するため、FD講習会を開催することによって、教職員の人権意識を高めハラスメントの防止と対応の周知を図る。講習会は定期的に開催することとし、全員が参加する体制作りにも努める。 2. 「講習会の実施」 学生等の人権に関する意識の向上のため、専門家によるハラスメント講習会を開催するとともに、ハラスメント相談制度の学生への周知を図り、その充実を目指す。 3. 「授業内でのハラスメント教育」 大学入門科目で共通テキストを使用し、1年次の早い段階から、授業内でハラスメントに関する正しい知識を持つよう指導する。
医学部	<ul style="list-style-type: none"> ・全学の同和・人権問題委員会で作成したハラスメント防止のリーフレット及び学生向けの情報誌を新採用教職員及び新入生に配布するとともに、大学で作成したポスターを公用掲示板・学生掲示板に引き続き掲示し、啓発を行う。 ・講演会を開催し、教職員及び学生へ啓発活動を行う。
工学系研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・教授会等において、研究科長からハラスメント防止に関する注意喚起を行う。 ・教員向けのハラスメント講演会等を開催する。 ・研究室、事務室及び掲示板等にハラスメント防止用ポスターを掲示し、啓発を図る。
農学部	<p>教授会・研究科委員会・学科会議・コース会議等でハラスメント問題を議題として取り上げるとともに、学内・外で開催される同和・人権問題あるいはその関連の講習会に積極的に参加するように周知し、ハラスメント教育を行います。さらに、ハラスメント・人権問題委員会が、講演会等の概要を教授会等で紹介することで、ハラスメントの防止に努めます。</p> <p>平成23年度にハラスメント防止対策実施内容17項目を作成・確定しましたが、それを本年度も引続き実施します。学部新入生及び大学院生全員に対し、5月にハラスメント防止対策に関するガイダンスを実施します。その際、教職員にも参加をお願いするとともに、出席者へ事例集の配布を行います。常置目安箱の存在を周知します。</p> <p>また、7月、12月及び卒論終了時期の2月頃に目安箱を開け、ハラスメントに関する実態調査を行います。さらに、教職員間の情報交換と親睦を図るために、「バーベキュー会」「おでん会」を企画します。また、引続き、農学部全体で「あいさつ運動」を展開します。</p>
全学教育機構	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全学教育機構専任の教員懇談会において、ハラスメント防止のためのパンフレットを配布し、「佐賀大学ハラスメントの防止に関するガイドライン」に関する教員の意識を高める。 2. 全学教育機構専任の教員懇談会において、ハラスメント防止のためのDVDを視聴し、ハラスメントに関する教員の意識を高める。
海洋エネルギー研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ・事務的なことや形式的なことばかり言うよりも、職員が常に気持ちよく職務に励むことが出来る環境となるようにセンター長を初め全職員と気軽に相談できる環境作りをモットーに取り組む。 ・楽しき中にも規律ある職場環境作りにも努める。 ・ハラスメントとなるような事例がこれまで見られなかったため、これまでの労働環境を維持しながら取り組む。
総合分析実験センター	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員に対し「ハラスメントの防止に関するガイドライン」、パンフレット「ハラスメントのないキャンパスにするために」をホームページよりダウンロードし、閲覧することを周知徹底する。また、部門の会合時などに、表記内容に関する説明を行う。 ・できうる限りにおいて執務中の開放環境の保持を行う（セキュリティ上の配慮を行った上で施行）。 ・教職員のハラスメント講習会への参加を促し、出来る限り全員が参加できるようにする。 ・意見交換や相談がしやすい職場環境、人間関係を構築するように努める。
総合情報基盤センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント防止のポスターやDVDにより周知する。 ・ハラスメント防止に関する講演会・研修会等への参加を奨励し、参加者がセンター内での定例ミーティングで報告等を行うことにより、センター教職員に周知徹底する。 ・研究室及び業務室のドアやブラインド等を執務中の開放を実施する。 ・良好な人間関係を構築できるような職場環境作りに取り組む。
国際交流推進センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントを再認識するために、センター教職員に、ガイドライン、パンフレット、相談員マニュアル及びハラスメント等防止規則を周知徹底する。 ・教員室（個室）での教職員・学生への対応にはドアを開放して対応する等透明性を保つよう心掛ける。 ・留学生交流室、国際課及び教員室にハラスメントに関するポスターを貼付並びに国際課窓口にパンフレットを設置し、留学生に対し広く周知する。 ・学内で開催されるハラスメント講演会への参加を周知する。
低平地沿岸海域研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ・センター会議、メールでハラスメントに関する意識喚起を定期的に行う。 ・ポスターをセンターと各研究室等に掲示する。 ・ハラスメント関係DVD（14巻）やパンフを総務課より借り出し、センター教職員に供覧する（未視聴者のため）。
シンクロトン光応用研究センター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報の公開と周知 <ul style="list-style-type: none"> ・今後もハラスメントの事態があれば、その都度センター内ミーティングで報告し、問題点を検討する。 ・大学内他部局で事態が発生すれば、大学から必要な情報の公開と大学としての問題点や対策についての情報提供を御願ひし、対策する。 2. 大学のガイドラインの周知徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・防止策として出されている大学のガイドラインを周知徹底する。 3. ハラスメント防止策委員 <ul style="list-style-type: none"> ・本センターにおいて、学生及び職員が良好な環境において修学、教育、研究及び就労に従事できるように、センター内に引き続きハラスメント防止委員を置く。
地域学歴史文化研究センター	<ol style="list-style-type: none"> 1. ハラスメントにかかるガイドライン、パンフレットを教職員に配布し、周知を徹底する。 2. 定期的にセンター長より所属教職員へハラスメント防止や講演会などへの参加を呼び掛ける。 3. センター内にハラスメント防止のポスターを掲示する。